

●検査項目

【水質基準項目(原水39項目)】

表1

原水 No	浄水 No	水質基準項目	法定 検査 回数	計画 検査 回数	計画検査回数の内訳			理由
					全項目 検査	省略不可 項目検査	毎月項目 検査	
1	1	一般細菌	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
2	2	大腸菌	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
3	3	カドミウム及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
4	4	水銀及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
5	5	セレン及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
6	6	鉛及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
7	7	ヒ素及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
8	8	六価クロム化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
9	9	亜硝酸態窒素	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
11	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
12	12	フッ素及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
13	13	ほう素及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
14	14	四塩化炭素	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
15	15	1,4-ジオキサン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
16	16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
17	17	ジクロロメタン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
18	18	テトラクロロエチレン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
19	19	トリクロロエチレン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
20	20	ベンゼン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
21		塩素酸						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
22		クロロ酢酸						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
23		クロロホルム						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
24		ジクロロ酢酸						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
25		ジブロモクロロメタン						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
26		臭素酸						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
27		総トリハロメタン						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
28		トリクロロ酢酸						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
29		ブロモジクロロメタン						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
30		ブロモホルム						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
31		ホルムアルデヒド						消毒副生成物(塩素消毒により生成される物質)のため実施しない
21	32	亜鉛及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
22	33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
23	34	鉄及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
24	35	銅及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
25	36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
26	37	マンガン及びその化合物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
27	38	塩化物イオン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
28	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
29	40	蒸発残留物	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
30	41	陰イオン界面活性剤	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
31	42	ジェオスミン	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
32	43	2メチルイソボルネオール	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
33	44	非イオン界面活性剤	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
34	45	フェノール類	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
35	46	有機物(TOC)	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
36	47	PH値	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
48		味						検査対象外のため実施しない
37	49	臭気	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
38	50	色度	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する
39	51	濁度	1	1	1			通知等により検査が必要と判断したため実施する

【水質基準項目(浄水51項目)】

表2

浄水No.	水質基準項目	法定検査回数	計画検査回数	計画検査回数の内訳			法定に基づく計画回数増減の理由
				全項目検査	省略不可項目検査	毎月項目検査	
1	一般細菌	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
2	大腸菌	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
3	カドミウム及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
4	水銀及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
5	セレン及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
6	鉛及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
7	ヒ素及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
8	六価クロム化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
9	亜硝酸態窒素	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
12	フッ素及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
13	ほう素及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
14	四塩化炭素	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
15	1,4-ジオキサン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
17	ジクロロメタン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
18	テトラクロロエチレン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
19	トリクロロエチレン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
20	ベンゼン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
21	塩素酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
22	クロロ酢酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
23	クロロホルム	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
24	ジクロロ酢酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
25	ジプロモクロロメタン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
26	臭素酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
27	総トリハロメタン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
28	トリクロロ酢酸	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
29	プロモジクロロメタン	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
30	プロモホルム	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
31	ホルムアルデヒド	4	4	1	3		検査回数を省略することができないため年4回実施
32	亜鉛及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
33	アルミニウム及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
34	鉄及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
35	銅及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
36	ナトリウム及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
37	マンガン及びその化合物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
38	塩化物イオン	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
40	蒸発残留物	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
41	陰イオン界面活性剤	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
42	ジェオスミン	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
43	2メチルイソボルネオール	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
44	非イオン界面活性剤	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
45	フェノール類	4	1	1			過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合は1年に1回、1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる
46	有機物(TOC)	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
47	PH値	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
48	味	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
49	臭気	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
50	色度	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施
51	濁度	12	12	1	3	8	検査回数を省略することができないため年12回実施

備考

- ※ No.5 平湯Bについては過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.6 万石については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.7 大原、三谷、新淵B、中之宿、一重ヶ根高区、一重ヶ根低区、一宝水については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.11 三川、糠塚については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.12 宇津江高区、宇津江低区、岩井谷、大原、三田谷低区、三谷、下甲、万石、大廣については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.33 上野、大谷、蔵柱(上宝地域)については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.39 板殿、旗針、折敷地、三谷、中尾、平湯B、一重ヶ根高区、一重ヶ根低区、一宝水については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
- No.40 三川、糠塚、板殿、旗針、中尾、平湯B、一重ヶ根高区、一重ヶ根低区、一宝水については過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施

## 原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

リスクレベル	汚染のおそれの判断
レベル1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがない施設
レベル2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがない施設
レベル3	地表水以外の水を原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがある施設
レベル4	地表水を原水としており、過去に当該原水から指標菌が検出されることがある施設

## 【用語解説】

地表水 : 河川表流水、ダム水、湖沼水等の地表面に存在する陸水

被圧地下水 : 粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

原水ごとにレベル1からレベル4までに分類し(分類については表4のとおり)、それぞれのレベルおよびクリプトスポリジウム対策を講じている施設に合った検査を行います。検査頻度は項目により1ヶ月に1回または3ヶ月に1回および年1回とします。

## ■必要な施設整備

## (ア)レベル4

- ろ過池またはろ過膜(以下「ろ過池等」)の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過)を整備する。

## (イ)レベル3

- 以下のいずれかの施設を整備する。

(a)ろ過池等の出口の濁度を0.1以下に維持することが可能なろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)。

(b)クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備。

## ■必要な検査

リスクレベル	必要な施設整備	検査回数		備考
		クリプト原虫検査	クリプト指標菌検査	
レベル4 レベル3	済	適切な頻度 (1年に1回)	適切な頻度 (月1回)	
	施設整備中	3ヶ月に1回	月1回	
レベル2	—	—	3ヶ月に1回	
レベル1	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回、被圧地下水以外の水の混入を確認する。</li> <li>3年に1回、井戸内部の撮影等により状況の点検を行う。</li> </ul>

表4  
No.1

原水リスクレベル分類表

施設 No.	浄水施設名	浄水方法	水源 No.	水源名	採水地点名	水源種別	リスク レベル	ろ過設備	クリプト 検査回数	
									クリプト 原虫検査	指標菌 検査
1	上野浄水場	急速ろ過	1	下切水源	上野浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
2	宮第2水源地	塩素滅菌のみ	2	宮第1水源	宮第1水源地 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
		塩素滅菌のみ	3	宮第2水源	宮第2水源地第3集水井 原水検水栓	伏流水	レベル3	無	4	12
3	岩滝第1配水池	塩素滅菌のみ	4	かくまら水源	岩滝接合井 オーバーフロー水	湧水	レベル3	無	4	12
4	鶴巣浄水場	塩素滅菌のみ	5	鶴巣第1水源	鶴巣浄水場1系井戸 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
			6	鶴巣第2水源	鶴巣浄水場2系井戸 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
5	木曾垣内浄水場	塩素滅菌のみ	7	木曾垣内水源	木曾垣内浄水場 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
6	宇津江高区配水池	塩素滅菌のみ	8	宇津江高区第1水源	宇津江高区配水池湧水 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
			9	宇津江高区第2水源	宇津江高区配水池井水 原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル3	無	4	12
7	宇津江低区浄水場	急速ろ過	10	宇津江低区第1水源	宇津江低区浄水場 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
8	瓜巣浄水場	急速ろ過	11	瓜巣水源	瓜巣浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
9	久手配水池	塩素滅菌のみ	12	久手水源	久手配水池 原水検水栓	湧水	レベル2	無	—	4
10	日面浄水場	急速ろ過	13	日面水源	日面浄水場 原水検水栓	湧水	レベル3	有	1	12
11	旗鉾配水池	塩素滅菌のみ	14	旗鉾水源	旗鉾配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
12	岩井谷配水池	塩素滅菌のみ	15	岩井谷水源	岩井谷配水池 導水管検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
13	白井配水池	塩素滅菌のみ	16	白井水源	白井配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
14	大谷浄水場	急速ろ過	17	大谷水源	大谷浄水場 原水検水栓	湧水	レベル3	有	1	12
15	大沼ポンプ場	塩素滅菌のみ	18	大沼水源	大沼ポンプ場 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
16	呂瀬金山浄水場	急速ろ過	19	呂瀬金山水源	呂瀬金山浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
17	牧ヶ洞浄水場	緩速ろ過	20	牧ヶ洞水源	牧ヶ洞浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
18	徳野水源地	塩素滅菌のみ	21	徳野水源	徳野水源地 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
19	三ツ谷浄水場	緩速ろ過	22	三ツ谷水源	三ツ谷浄水場 ろ過池 流入管	表流水	レベル4	有	4	12
20	新三ツ谷水源地	塩素滅菌のみ	23	新三ツ谷水源	新三ツ谷水源地 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
21	上小鳥浄水場	緩速ろ過	24	上小鳥水源	上小鳥浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
22	猪臥山接合井	塩素滅菌のみ	25	猪臥山水源	猪臥山接合井 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
23	大原浄水場	緩速ろ過	26	大原水源	大原浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
24	坂下浄水場	緩速ろ過	27	坂下水源	坂下浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	無	4	12
25	巢野俣浄水場	緩速ろ過	28	巢野俣水源	巢野俣浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
26	檜谷配水池	塩素滅菌のみ	29	檜谷水源	檜谷水源地 原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル3	無	4	12
27	黒谷A配水池	塩素滅菌のみ	30	黒谷A水源	黒谷A配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
28	黒谷B滅菌室	塩素滅菌のみ	31	黒谷B水源	黒谷B滅菌室 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
29	新淵A配水池	塩素滅菌のみ	32	新淵A水源	新淵A配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
30	新淵B配水池	塩素滅菌のみ	33	新淵B水源	新淵B配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
31	六廐浄水場	UF膜ろ過	34	六廐水源	六廐浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
32	三谷滅菌室	塩素滅菌のみ	35	三谷水源	三谷滅菌室 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
33	野々俣滅菌室	塩素滅菌のみ	36	野々俣水源	野々俣滅菌室 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
34	蔵柱浄水場	緩速ろ過	37	蔵柱水源	蔵柱浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
35	苅安配水池	塩素滅菌のみ	38	ユズリハ谷水源	常泉寺配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
36	久々野水源地	塩素滅菌のみ	39	久々野第1水源	久々野水源地1号井戸 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
			40	久々野第2水源	久々野水源地2号井戸 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
37	大西浄水場	塩素滅菌のみ	41	大西水源	大西浄水場 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
38	中組浄水場	塩素滅菌のみ	42	中組水源	中組浄水場 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
39	小坊浄水場	塩素滅菌のみ	43	小坊水源	小坊浄水場 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
40	渚水源地	塩素滅菌のみ	44	渚水源	渚水源地 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル2	無	—	4
41	大坊配水池	塩素滅菌のみ	45	大坊水源	大坊配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
42	阿多粕浄水場	緩速ろ過	46	阿多粕水源	阿多粕浄水場 原水検水栓	湧水	レベル3	有	4	12
43	下甲配水池	塩素滅菌のみ	47	下甲水源	下甲配水池下甲 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
			48	小谷水源	下甲配水池小谷 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
44	秋神配水池	塩素滅菌のみ	49	西洞水源	秋神配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
45	万石配水池	塩素滅菌のみ	50	万石水源	万石配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
46	青屋配水池	塩素滅菌のみ	51	青屋水源	青屋配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
47	見座水源地	塩素滅菌のみ	52	見座水源	見座水源地 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12

表4  
No.2

施設 No.	浄水施設名	浄水方法	水源 No.	水源名	採水地点名	水源種別	リスク レベル	ろ 過 設 備	クリプト 検査回数	
									クリプト 原虫検査	指標菌 検査
48	小瀬配水池	塩素滅菌のみ	53	小瀬第1水源	小瀬配水池湧水 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
			54	小瀬第2水源	小瀬配水池井水 原水検水栓	地下水(浅井戸)	レベル3	無	4	12
49	立岩配水池	塩素滅菌のみ	55	立岩水源	立岩配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
50	大廣配水池	塩素滅菌のみ	56	大廣水源	大廣配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
51	黒川配水池	塩素滅菌のみ	57	黒川水源	黒川配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
52	黍生配水池	塩素滅菌のみ	58	上ヶ洞第1水源	上ヶ洞配水池第1湧水 原水検水栓	湧水	レベル2	無	—	4
			59	上ヶ洞第2水源	上ヶ洞配水池第2湧水 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
53	阿多野郷配水池	塩素滅菌のみ	60	阿多野郷水源	阿多野配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
54	日和田配水池	塩素滅菌のみ	61	日和田水源	日和田配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
55	野麦配水池	塩素滅菌のみ	62	野麦水源	野麦配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
56	中洞配水池	塩素滅菌のみ	63	中ノ谷水源	中洞配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
57	猪之鼻配水池	塩素滅菌のみ	64	猪之鼻水源	猪之鼻配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
58	池ヶ洞配水池	塩素滅菌のみ	65	塩蔵谷水源	池ヶ洞配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
59	本郷浄水場	緩速ろ過	66	谷戸谷水源	本郷浄水場谷戸谷 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
			67	水無谷水源	本郷浄水場水無谷 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
60	長倉浄水場	緩速ろ過	68	下佐谷水源	長倉浄水場 着水井	表流水	レベル4	有	1	12
61	中山浄水場	緩速ろ過	69	チウソウ谷水源	中山浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
62	蔵柱浄水場	急速ろ過	70	大雨見谷水源	蔵柱浄水場 原水検水栓	表流水	レベル4	有	4	12
63	栃尾浄水場	NF膜ろ過	71	栃尾水源	栃尾浄水場 原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル1	有	—	4
64	中尾浄水場	緩速ろ過	72	割谷水源	中尾浄水場表流水 流入管	表流水	レベル4	有	1	12
			74	足洗谷水源	足洗谷水源 分水槽	湧水	レベル3	有	4	12
65	一重ヶ根低区配水池	塩素滅菌のみ	73	岩坪水源	一重ヶ根高区配水池 原水検水栓	地下水(深井戸)	レベル3	無	4	12
66	一宝水配水池	塩素滅菌のみ	75	貝塩水源	一宝水配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
67	平湯A浄水場	急速ろ過	76	安房水源	平湯浄水場湧水 原水検水栓	湧水	レベル2	無	—	4
			77	安房谷水源	平湯浄水場表流水 原水検水栓	表流水	レベル4	有	1	12
68	平湯B滅菌室	塩素滅菌のみ	78	平湯水源	平湯B滅菌室 オーバーフロー水	湧水	レベル2	無	—	4
69	新穂高配水池	塩素滅菌のみ	79	右俣水源	新穂高配水池 原水検水栓	湧水	レベル3	無	4	12
計									241	876

☆原水検査箇所数 79箇所  
 クリプト等原虫検査 70箇所  
 クリプト指標菌検査 79箇所

【独自検査：水道水の安全性を確認する項目、水源周辺河川の安全に関する項目】

原水(上野浄水場で検査可能な39項目(水質基準項目26+その他13))

表5

区分1	区分2	No.	水質基準項目	検査回数	検査実施箇所				
				原水 毎月検査 (39項目)					
水質基準項目	水道水の安全性を確認する項目	水源周辺河川の安全に関する項目	1	一般細菌	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源			
			2	大腸菌	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源			
			3	カドミウム及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			4	水銀及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			5	セレン及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			6	鉛及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			7	ヒ素及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			8	六価クロム化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			9	亜硝酸態窒素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			11	フッ素及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			12	塩素酸	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			13	亜鉛及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			14	アルミニウム及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			15	鉄及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			16	銅及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			17	ナトリウム及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			18	マンガン及びその化合物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			19	塩化物イオン	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			20	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			21	蒸発残留物	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			22	有機物(TOC)	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			23	PH値	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			24	臭気	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			25	色度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			26	濁度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川			
			その他	水道水の安全性を確認する項目	水源周辺河川の安全に関する項目	27	ニッケル及びその化合物	4	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						28	アンチモン及びその化合物	4	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						29	モリブデン及びその化合物	4	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						30	Mアルカリ度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						31	電気伝導度	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						32	アンモニア態窒素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						33	カリウム	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						34	マグネシウム	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						35	カルシウム	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						36	臭素	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						37	硫酸イオン	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						38	水温	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川
						39	気温	12	下切水源、宮1,2水源、かくまら水源、宇津江高区第1、第2水源、沢之向川、合流部、久手川

【独自検査：水道水の安全性を確認する項目】

浄水(上野浄水場で検査可能な41項目(水質基準項目27+その他14))

表6

区分	No.	水質基準項目	検査回数	検査実施箇所
			浄水 毎月検査 (41項目)	
水質基準項目	1	一般細菌	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	2	大腸菌	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	3	カドミウム及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	4	水銀及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	5	セレン及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	6	鉛及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	7	ヒ素及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	8	六価クロム化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	9	亜硝酸態窒素	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	11	フッ素及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	12	塩素酸	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	13	亜鉛及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	14	アルミニウム及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	15	鉄及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	16	銅及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	17	ナトリウム及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	18	マンガン及びその化合物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	19	塩化物イオン	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	20	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	21	蒸発残留物	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	22	有機物(TOC)	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	23	PH値	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	24	味	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	25	臭気	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	26	色度	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	27	濁度	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
その他	28	ニッケル及びその化合物	4	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	29	アンチモン及びその化合物	4	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	30	モリブデン及びその化合物	4	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	31	Mアルカリ度	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	32	電気伝導度	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	33	アンモニア態窒素	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	34	カリウム	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	35	マグネシウム	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	36	カルシウム	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	37	臭素	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	38	硫酸イオン	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	39	水温	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	40	気温	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8
	41	残留塩素濃度	12	【令和6年度採水地点】 No.1,2,3,4,5,6,7,8

## 【独自検査：水道水の安全性を確認する項目】

特定物質(フッ素)

No. 1

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度	
宇津江高区原水(地下水)	高山市国府町宇津江	宇津江高区 第1、第2	原水	民間検査機関	11回/年

特定物質(遊離炭酸)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
鶴巣浄水場 原水 第1・2水源	高山市国府町鶴巣	鶴巣	民間 検査機関	1回/年
鶴巣浄水場 処理水		給水		
木曾垣内浄水場 原水	高山市国府町広瀬町	木曾垣内	民間 検査機関	1回/年
木曾垣内浄水場 処理水		給水		
久々野浄水場 原水 第1・2水源	高山市久々野町無数河	久々野	民間 検査機関	1回/年
久々野浄水場 処理水		給水		
中組浄水場 原水	高山市久々野町無数河	中組	民間 検査機関	1回/年
中組浄水場 処理水		給水		
小坊浄水場 原水	高山市久々野町小坊	小坊	民間 検査機関	1回/年
小坊浄水場 処理水		給水		
大西浄水場 原水	高山市久々野町久々野	大西	民間 検査機関	1回/年
大西浄水場 処理水		給水		

特定物質(カドミウム)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
上野浄水場 原水検水栓	高山市下切町1925	下切	指定管理者	3回/週
上野浄水場 処理水給水栓		処理水		

## 【独自検査：浄水過程の安全性を確認する項目】

毎日検査

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度	
上野浄水場 処理水給水栓	高山市下切町1925	下切	処理水	指定管理者	4回/日

## 【独自検査：浄水場排水等環境に関する項目】

排水検査(水質汚濁防止法に係る項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
ろ過池逆洗水	高山市下切町1925 逆洗水槽	下切	民間 検査機関	1回/年
濃縮槽上澄水				

排水検査(上野浄水場で検査可能な2項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
ろ過池逆洗水	高山市下切町1925 逆洗水槽	下切	指定管理者	毎月
ろ過池逆洗水				1回/年
濃縮槽上澄水				高山市下切町1925 濃縮槽

浄水場発生泥土成分・溶出検査

検体名・採取場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
浄水場発生泥土 (成分検査)	高山市下切町1925 天日乾燥床	下切	土壌	民間 検査機関
浄水場発生泥土 (溶出検査)				

【独自検査：水源周辺河川の安全に関する項目】

水源河川検査(上野浄水場で検査可能な37項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
宮川上流	宮	河川水	指定管理者	1回/年
常泉寺川				
小八賀川	下切			

水源河川検査(BOD・COD・SS・T-P・T-N・大腸菌群・一般細菌)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
宮川上流	宮	河川水	民間 検査機関	1回/年
常泉寺川				
小八賀川	下切			4回/年

水源上流検査(上野浄水場で検査可能な37項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
沢之上川	下切	河川水	指定管理者	毎月
沢之上川と池之俣川の合流後				
久手川				

水源上流支川検査(上野浄水場で検査可能な37項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
一之谷	下切	河川水	指定管理者	1回/年
大洲谷				
銚子谷				
岩井谷				
駄吉谷				
コカンゾ谷				
干谷				
十二ヶ岳谷				
洞谷				
小木曾谷				
山口谷				
大萱谷				

水源河川農薬類検査(115項目)

検体名・採水場所・住所	水源	種別	検査機関	頻度
小八賀川	下切	河川水	民間 検査機関	2回/年

※ 農薬類の使用実績に基づき、必要と判断する項目について実施する。